

貴重書等指定委員会内規

(昭和三十九年七月四日国立国会図書館内規第九号)

改正	昭和四十五年 三月 二日国立国会図書館内規第一号
同	六十一年 五月 三十日同 第四号
平成	八年 三月二十五日同 第二号
同	十一年十二月 十六日同 第八号
同	十四年 三月三十一日同 第四号
同	二十一年 四月 一日同 第四号
同	二十三年 六月二十三日同 第四号
同	二十六年 三月 七日同 第二号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館貴重書指定基準(昭和三十七年館長決定第十九号)及び国立国会図書館準貴重書等指定基準(昭和五十二年館長決定第二号)の規定に基づき、国立国会図書館(国会分館及び国際子ども図書館を除く。)の図書その他の図書館資料のうちから貴重書及び準貴重書等を指定するため、国立国会図書館に、貴重書等指定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第二条 委員会は、委員長及び委員若干人で組織する。

(委員長及び委員)

第三条 委員長は、利用者サービス部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を掌理する。

3 委員は、職員のうちから館長が命ずる。

(幹事)

第四条 委員会の資料を準備し、委員を補佐させるため、委員会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、職員のうちから館長が命ずる。

(委員会の開催)

第五条 委員会は、委員長が必要と認めるときは、そのつど開くことができる。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、利用者サービス部人文課において処理する。

附則

1 この内規は、昭和三十九年七月四日から施行する。

2 最初に命ずる委員及び幹事の任期は、第三条第四項本文及び第四条第三項本文の規定にかかわらず、昭和四十一年三月三十一日までとする。

附則 (昭和四十五年三月二日国立国会図書館内規第一号)

この内規は、昭和四十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和六十一年五月三十日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附則 (平成八年三月二十五日国立国会図書館内規第二号)

この内規は、平成八年三月二十五日から施行する。

附則 (平成十一年十二月十六日国立国会図書館内規第八号)抄

1 この内規は、国立国会図書館組織規則等の一部を改正する等の規則（平成十一年国立国会図書館規則第六号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成十二年一月一日）

附 則（平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年四月一日国立国会図書館内規第四号）抄

（施行期日）

1 この内規は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年六月二十三日国立国会図書館内規第四号）

この内規は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月七日国立国会図書館内規第二号）

この内規は、平成二十六年四月一日から施行する。